

— 社会保障部だより —

「労災電子化加算」の新設について

労災レセプト電算処理システムの試験稼働により、平成25年10月から、電子レセプトによる労災診療費の請求が出来るようになりました。

この稼働にあわせて、電子レセプトの請求の促進を図るため、「労災電子化加算」が新設されました。

当面は、試験稼働を行う群馬、東京及び神奈川の各労働局管内の医療機関において「電子化加算」の算定が可能になりますが、上記以外の労働局管内の医療機関では、全国稼働の実施後の平成26年1月末を予定しております。

点数は、オンライン又は電子媒体による労災診療費の請求を行った場合に、初診、再診を問わず、電子レセプト1件につき3点が算定できます。

対象となる期間は、平成25年10月以降の請求分から平成28年3月診療分の間でとなる予定です。

電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となりますので、岡山県労働局労災補償課にお問い合わせください。

